

## 第4章 職員のうち労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定及び告示

平成30年において、行政執行法人の労働関係に関する法律第4条第2項の規定に基づき労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲を認定し、告示した件数は、1件である。

### 1 改正概要

#### (1) 独立行政法人造幣局

平成30年4月1日の組織改編で、本局については、総務部総務課広報室を総務部総務課から独立させ、課長と同格の「広報官」を新設、総務部広報官から収蔵品管理を含む博物館の展示案内等に係る事務を分掌し、博物館を室に格上げし、診療所については職員課に統合した。また、さいたま支局については、広報室を新設するなどし、職が新設・改廃され、組織改編を踏まえて労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲を見直したことを受けて、告示の表に必要な改正を行う旨、6月20日の第682回審査委員会で決定し、7月4日、告示した。

#### (2) 独立行政法人農林水産消費安全技術センター

法改正を受け、平成30年4月1日の組織改編で、本部に農林水産分野の規格等に関する認証機関及び試験業者の認定を行う認定センターが設置され、「認定所長」が新設され、「審査官」が廃止されるなどし、職が新設・改廃され、さらに、組織改編を踏まえて労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲を見直したことを受けて、告示の表に必要な改正を行う旨、6月20日の第682回審査委員会で決定し、7月4日、告示した。

### 2 告示

#### ○ 中央労働委員会告示第1号

行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第4条第2項の規定に基づき、平成15年中央労働委員会告示第1号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

平成30年7月4日

中央労働委員会会長 山川 隆一

改正後

独立行政法人農林水産消費安全技術センター 農林水産消費安全技術センター	独立行政法人造幣局	勤務箇所 本局	労働組合法第二条第一号に規定する者 部長 研究所長 部次長 課長 首席監察官 首席監査官 広報官 契約・保有資産監理官 研修所長 博物館長 室長 監察官 監査官 企画調整官 情報公開調整官 専門官(秘書、人事、労務、法務、財務又は監察担当の者に限る。) 主事(秘書、人事、労務又は法務担当の者に限る。) 人事又は労務担当の係員(企画に関する事務を行う者に限る。) 庁舎又は構内の警備に従事する者でその職務の執行に関し本局の職員の取締りをするもの
	支局	支局長 支局次長 課長 室長 企画調整官 作業調整官(溶解課及び貨幣第一課に置くものに限る。) 専門官(人事又は労務担当の者に限る。) 主事(人事又は労務担当の者に限る。) 庁舎又は構内の警備に従事する者でその職務の執行に関し支局の職員の取締りをするもの	

改正前

独立行政法人農林水産消費安全技術センター 農林水産消費安全技術センター	独立行政法人造幣局	勤務箇所 本局	労働組合法第二条第一号に規定する者 部長 研究所長 部次長 課長 首席監察官 首席監査官 契約・保有資産監理官 研修所長 博物館長 診療所長 室長 監察官 監査官 企画調整官 情報公開調整官 専門官(秘書、人事、労務、法務、財務又は監察担当の者に限る。) 主事(秘書、人事、労務又は法務担当の者に限る。) 人事又は労務担当の係員(企画に関する事務を行う者に限る。) 庁舎又は構内の警備に従事する者でその職務の執行に関し本局の職員の取締りをするもの
	支局	支局長 支局次長 課長 さいたま支局総務課に置く販売・顧客サービス室長 企画調整官 作業調整官(溶解課及び貨幣第一課に置くものに限る。) 専門官(人事又は労務担当の者に限る。) 主事(人事又は労務担当の者に限る。) 庁舎又は構内の警備に従事する者でその職務の執行に関し支局の職員の取締りをするもの	